

平成31年3月8日招集

第1回若桜町議会定例会会議録

(平成31年3月22日)

若桜町議会事務局

平成31年第1回若桜町議会定例会（第4号）

招集年月日	平成31年3月22日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	税務課長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	ふるさと創生課長	谷本 剛
	包括支援センター 所長	寺西 満	教 育 長	新川 哲也
	出納室長	上川 恭子	教育委員会次長	山口 由企夫

会議の顛末

本会議（3月22日）

議長（川上守）

ただいまの議員数は9人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第3号 平成31年若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、5番山本安雄議員。

予算審査特別委員長（山本安雄）

予算審査報告いたします。若桜町議会報告第4号 予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第3号 平成31年度若桜町一般会計予算。2 審査の経過、平成31年3月8日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月12日、13日、14日、15日、18日、19日の6日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第3号は原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（川上守）

ただいま委員長の報告がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第3号 平成31年度若桜町一般会計予算に対して反対であります。

今開かれている通常国会では、冒頭から厚労省による毎月勤労統計不正が発覚し、安倍政権の相も変わらぬうそとごまかし、隠ぺいなやり方に対し、国民から多くの非難コールの声が挙がり、政権への不満は頂点に達していると言えます。

一方、国民生活、経済はどうでしょうか。国会で明らかにされたように、GDPも6割を占める家計支出は下がり続け、実質賃金も低下を続けています。そして3月7日の内閣府の発表で、1月の景気動向、立地指数が前月比97.9、5年7カ月ぶりの低い水準であったことがわかり、また、3月20日には、3月の月例経済報告で景気が既に後退している可能性を示すデータが表れ、政府も国内の景気判断を3年ぶりに引き下げたと伝えられています。

このようなときに10月、消費税10%への増税となったら、国民生活はもちろん、国内経済の悪化は目に見えております。こうした経済状況の中で、町は町民生活を守る防波堤の役割を果たす必要があります、その見地で以下反対理由を述べます。

いつものとおり指摘させていただきますが、部落解放同盟高野支部への補助金は、特別法失効以来、法的根拠を失っております。

具体的には、款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 同和対策費、節19 負担金補助及び交付金中163万2千円は、解放同盟高野

支部補助金です。私はこの歳出に反対であります。なお、詳細な問題点は、部落差別撤廃人権擁護に関する条例の討論で詳しく触れさせていただくことといたしまして、以上で反対討論を終わります。議員各位のご理解を望むものであります。

議員（小林誠）

議長、休憩。

議長（川上守）

暫時、休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 4時32分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、中尾理明議員から本日の会議における発言について、会規則第64条の規定により、訂正の申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

8番、中尾理明議員の発言を許します。

議員（中尾理明）

先ほどまで、議事が中断されてご迷惑をかけたことを反省いたします。その上で訂正させていただくべき討論をさせていただきます。

私は、議案第3号に反対討論を行います。反対箇所は、款3 民生費、項1 社会福祉費、目7 同和対策費、節19 負担金補助及び交付金中163万2千円は、部落解放同盟高野支部補助金です。

今暮らしが大変なとき、町は町民の暮らしを第一に財政運営を行う必要があります。この見地から、私は同和事業の裏づけとなってきた地対財特法が2002年失効をいたしま

したことを受けて、もはやこの関係の事業、とりわけこの支部への補助金については、法的根拠を失っているというふうに思います。

したがって、その点について反対を表明しまして、以上で討論を終わります。

議長（川上守）

次に、原案賛成の方の発言を許します。9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

私は、賛成の立場で討論いたします。予算審査特別委員会の中でも慎重審議いたしました。先ほどの反対討論に対してであります、この後の「議案第29号 若桜町部落差別撤廃人権擁護に関する条例の一部改正」の詳細説明の中にもありました。最近では、インターネット等の差別事象もなくなる状況であります。差別撤廃のために中心となって進めていただくべく、この議案に対しまして賛成いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第3号 平成31年度若桜町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第4号 平成31年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 平成31

年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 平成31年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 平成31年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 平成31年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 平成31年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第11号 平成31年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第12号 平成31年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、を一括して議題とします。

本案に関する委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、5番、山本安雄議員。

予算審査特別委員長（山本安雄）

審査報告をいたします。若桜町議会報告第5号 予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第4号 平成31年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 平成31年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 平成31年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 平成31年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 平成31年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 第31年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 平成31年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第11号 平成31年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第12号 平成31年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 平成31年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2 審査の経過、平成31年3月8日開催の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月13日、14日、15日、18日、19日の5日間にわたって委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員

の出席を求め慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は、原案を可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（川上守）

ただいま、委員長の報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第4号から議案第13号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第13号までは、委員長報告のとおり可決されました。日程第3

議案第23号 若桜町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第23号 若桜町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第24号 若桜町森林(もり)づくり条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号 若桜町森林(もり)づくり条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第25号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第26号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第27号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第28号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第29号 若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第29号 若桜町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の改正について、反対であります。地域改善に関する特別措置法が失効して17年になります。当該地区への特別対策関係事業は既に終了しております。

しかし、なおもそれらの一部事業が継続されていることは、私としては遺憾に思います。このたび、このような条例改正案が提出されましたが、私は本条例制定時にも申しましたとおり、この条例は差別撤廃に有効ではなく、むしろ課題解決に逆行し、地区が半永久的に固定化される危険性を警告し、条例制定に反対いたしました。

さて、本議案の説明資料によると、平成28年12月施行となった、部落差別の解消の推進に関する法律の施行、インターネット上の差別書き込みなど、部落差別の実態を踏まえての改正案によると、提出理由を説明されています。私はこうした説明について、先ほどの見地からして、この条例改正は課題解決をさらに遅らせる働きを果たすものと危惧し、以下のとおり反対理由を述べるものです。

さて、かつて議会本会議で討論の際、埼玉県深谷市など近隣の3市町が議決により同和事業終結を宣言したことを紹介いたしました。その後、同和終結に反対する当該解放同盟が、各自治体の事業終結に係る議会での条例可決は無効だとして提訴をしましたが、地裁判決では解放同盟側の敗訴となりました。3市町村の同和終結の施策は、解放同盟の提訴にもかかわらず、結局、部落終結の方向での施策が展開されています。

ところで、部落差別の解消の推進に関する法律、略称部落差別解消法は、二階衆議院議員ほか有志国会議員提案による議員立法ですが、国会の多数を頼んで強行されたものです。法案段階で提案者は、特別法失効後の一般施策からの逆行はないとか、この法律は実行行為の規制ではなく理念法だと説明しましたが、この法律の条文を見ると、解放同盟が長年進めてきた部落解放基本法とそっくりの中身が規定されています。

ともあれ、この法律で部落差別という法律の用語はこれまでの法律にない上に、恒久法では初めてのものでありました。提案者は、部落差別とは、その者が部落の出身者であることを理由とした差別だとしていますが、部落出身者とは何でしょうか。それを唯一、一義的に明確にしているのが解放同盟です。

2011年改定の同盟要領は、部落民とは、被差別部落に現在、居住しているか、あるいは過去に居住していたという事実などによって部落差別を受ける可能性を持つ人の総称と

いう規定がありますが、発議者答弁は、その特定団体の提議を恒久法に盛り込んだということは重大です。また、法律陳述段階で、ある委員から自治体関係者の参考人招致の提案があったにもかかわらず、結局、直接、影響のある自治体の意見に耳を傾けることなく、審議が進められたことも見逃すことができません。

この法律の直接の当事者窓口である自治体関係者が、この点については、格別、頭を悩ませていることなどそっこのけで法律を強行したことも大きな問題点であります。

この後は、今回、提案されている条例改正箇所と、法律の条文等を比較対照しながら、問題点を指摘します。

第1に、条例の3条の2にインターネット等による差別云々と追加規定する点です。法律では、第1条に情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じると規定し、インターネット上の差別が強調されています。若桜町においても、過去に商工会や役場に差別メールが届いたことは承知のとおりですが、しかし、総務省の調査統計では、インターネットによる人権侵害事件の受理件数は2006年の256件から、2015年の1,869件へと全体では急増しているものの、そのうち同和問題に関する申し立ては、年間0から7件と数件で、極めて低いという結果が出されています。

このように法律では、条文にインターネット差別を臭わせているだけで、実態とはかけ離れていると考えます。したがって、根拠となる立法事実はない法律、条文と言わざるを得ません。

第2に、条例の6条に、町は部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、人権教育及び啓発活動等の施策を積極的に推進するものとしています。私は、人権についての正しい認識を深めることに意を唱えるものではありませんが、それを条例につけ加える必要は

ないと考えます。

以前、兵庫県高砂市の啓発の事例を紹介しましたが、改めて紹介いたします。皆さんは同和問題が解決した社会をどのように捉えていますか。どのような時代になろうとも、差別者が1人もいなくなる社会の実現は難しいでしょう。しかし、差別的な言動する人が出てきても、周りの人々がそれっておかしいのと違うとか、そんな考え間違っているよと指摘し、差別的な言動が受け入れられない社会になったとき、同和問題は解決したと言えるのではないのでしょうか。大切なのはそれぞれの人がある人なりの方法で行動することです、と市の広報誌で伝えていますが、条文まで拵えて町民1人1人にいわば1つの物差しに合わせるようなことは町民の自主性を阻害しないのでしょうか。

第3に、条例第4条3項には、町は人権施策を効果的に推進するための基本計画を定めるものとするとしていますが、この条文が書き込まれると、冒頭で述べたように、まさに当該地区の固定化となり、永久化することを助長するものと言わざるを得ません。以上、この条例に対し、反対討論といたします。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言の前に、本日の会議時間を日程都合上により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議がありませんので、本日の会議時間をあらかじめ延長することに決定しました。

ほかに、討論はありませんか。

議員（前任孝行）

9番、前住。

議長（川上守）

次に、原案賛成の方の発言を許します。9

番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

先ほどの討論にも2回あったことになるかと思えます。やっぱり、インターネット等の差別事象はなくならないという状況ではあります。それで、差別撤廃のためにこの条例は必要だというふうに考えますので、賛成いたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号 若桜町部落別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第30号 赤松団地おためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号 赤松団地おためし住宅の設

置及び管理に関する条例の一部改正について、
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり
可決されました。

日程第11

議案第31号 公の施設の指定管理者の指
定(わかさ29(にく)工房)について、を
議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号 公の施設の指定管理者の指
定(わかさ29(にく)工房)について、を
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり
可決されました。

日程第12

議案第32号 公の施設の指定管理者の指
定(若桜エゴマ工房)について、を議題とし
ます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指
定(若桜エゴマ工房)について、を採決しま
す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり
可決されました。

日程第13

議案第33号 若桜町過疎地域自立促進計
画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号 若桜町過疎地域自立促進計
画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり
可決されました。

暫時、休憩します。

(追加日程配布)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、町長から議案第36号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第36号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第36号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、でございますが、次の者を、若桜町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいと思いますので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地。
氏名、君野敬介。昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第36号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14

陳情第1号 陳情書(全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める)、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書、請願第4号 消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の請願書、を一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業常任委員長 (山本晴隆)

若桜町議会報告第6号総務産業常任委員会審査報告。1、付託案件の名称、陳情第1号陳情書(全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める)。

2、審査の経過、平成31年3月8日の本会議において当委員会に付託された上記案件

を審査するため、3月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第1号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、若桜町議会報告第7号 総務産業常任委員会審査報告。1、付託案件の名称、請願第4号 消費税10%引き上げ中止を求める意見書提出の請願書。2の審査の経過は、同じですので割愛させていただきます。

3、審査の結果、当委員会に付託された請願第4号は、不採択とすべきものと決定しました。以上です。

議長（川上守）

教育民生常任委員長、青木一憲議員。

教育民生常任委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第8号 教育民生常任委員会審査報告。1、付託案件の名称、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書。

2、審査の経過、平成31年3月8日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月20日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3、審査の結果、当委員会に付託された陳情第2号は、不採択とすべきものと決定しました。

続きまして、若桜町議会報告第9号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口の負担の「原則1割」の継続を求める請願書。2審査の経過は、第8号と同じなので割愛させていただきます。

3、審査の結果、当委員会に付託された請願第3号は、不採択とすべきものと決定しま

した。以上です。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第1号 陳情書(全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める)について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

陳情第1号 全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情であります。私は、賛成する立場で討論いたします。

今、日本政府、沖縄名護市辺野古に米軍新基地の建設を強引に進め、県民の反対の声に耳を傾けることなく、貴重なサンゴやジュゴンの生息する美しい海に赤土を含む土砂の投入が続けられていることに、強く抗議するものです。

今年2月に行われた辺野古新基地に反対する県民投票で、反対が40万票を超え、7割を超える圧倒的な反対の意思が示されました。しかし、国は結果を一顧だにせず、臆面もなく、その翌日から土砂投入を継続しているこ

とは決して許すことはできません。

私たちの町、若桜について言うと、平成6年から25年間、米軍機が若桜上空を傍若無人な飛行を続けており、去る2月5、6日の両日、米軍用機オスプレイが飛来するに至りました。

戦後以来、沖縄において、基地があるが故に米兵の暴行ほか被害の事例は枚挙にいとまがありません。沖縄とは比較できないかもしれませんが、我が町も同様、我が物顔で飛び回る米軍機による低空飛行が続けられているという点では共通の課題です。

その根っ子に日米地位協定があると考えます。全国知事会はこのような現状を打開するため、2016年11月から6回にわたり、米軍基地負担に関する研究会を開催し、2018年7月、米軍基地の見直しを求める提言を発表し、国に要請しています。

この間国会において、日本共産党の穀田衆議院議員が、1975年に米軍機が随時行っている飛行訓練ルートなどを明らかにしないという、日米の密約が結ばれていたことを暴露し、外務及び国交両大臣もそれを認めました。これは、日米の合意がなければ米軍機がどんな飛行をしているかなど明らかにしないというものでありますが、歴代の総理大臣、なかんずく現安倍首相は、アメリカの言いなりが際立っており、それに異を唱えるどころか、アメリカに完全に追随していることは大変残念であります。

しかし、日米地位協定があり、このような密約があるから辺野古新基地建設を推進したり、若桜をはじめとした米軍機の低空飛行訓練を合理化することは言語道断です。

若桜町議会は1995年の米兵による少女暴行事件に抗議するとともに、日米地位協定の見直しを決議し、国へ要請しています。改めてこのことを思い起こし、米軍による危険な低空飛行訓練等困難な状況を打開するために、国に求めることが必要ではないでしょう

か。以上、日米地位協定の見直しを国に求める陳情第1号への賛成討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

議員（青木一憲）

はい。3番。

議長（川上守）

次に、原案反対の方の発言を許します。3番、青木一憲議員。

議員（青木一憲）

原案反対の立場で討論します。それで、この陳情は、国レベルのことであり、若桜町において関係が薄いと思うため、原案に反対します。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第2号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める請願書について、討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 (中尾理明)

8番、中尾。

議長 (川上守)

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

私は、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の原則1割の継続を求める請願書に賛成する立場から討論を行います。

3月に入り、内閣府の調査結果の発表により、景気の減速傾向は明らかになりましたが、国民生活は可処分所得の減少、実質賃金の低下が続いています。中でも高齢者世帯の生活は年々厳しさを増しています。年金はマクロ経済スライドにより、毎年のように減少し、生活困難な高齢者の生活保護受給者が増えています。

こんな大変な中で、75歳以上の高齢者の医療費は1割から2割へと引き上げられようとしております。高齢者は病気がちで、多くの方が複数の医療機関にかかっておられます。こうした方は、今でさえ薬代などの支払いで

困っているのに、2割負担となれば、今の医療費の2倍となります。いざというときに治療をがまんする方もふえてくることが懸念されています。

この負担増には日本医師会、全国老人クラブの厚労省審議メンバーも反対され、国に対して引上げないよう強く訴えておられます。少々の病気なら我慢したり、薬を減らすようになり、その結果病気が重くなり、命を脅かされることは容易に推測できます。金の切れ目が命の切れ目となるようなことは、絶対許されません。以上で賛成討論を終わります。

議長 (川上守)

次に原案反対の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員 (前住孝行)

私は、原案反対の立場で討論いたします。医療費が増大することが予想される中、世代間の均等っていうのを図るべく、この原案に反対いたします。

議長 (川上守)

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

請願第4号 消費税10%引上げ中止を求める意見書提出の請願書について、討論に入

ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第4号 消費税10%引上げ中止を求める意見書提出の請願書を、賛成の立場で討論を行います。

現下の情勢は、依然先の見えない経済状況が続いています。GDPの6割を占める家計消費は落ち込んだまま、実質賃金も低下を続けています。最近では、政府発表の景気動向に陰りが見え、生活の好転は望めない状況です。

こんなときに、消費税を増税すれば厳しい生活に拍車がかかり、多くの国民が途端の苦しみに陥ることは間違いありません。ポイント還元に関しては、零細な小売店では、キャッシュレス決済に対応できない、補助の期間9か月後のカードの手数料が心配、売り上げの現金がすぐに還ってこないなど、大きな不安があります。インボイス制度により免税業者さんは取引先から外されるのではないかと大きな不安を抱えておられます。

私は、大企業を中小企業並みの法人税にすること、富裕層の株取引、欧米並みの課税をすれば消費税10%の引き上げをしなくても、国の財政運営に必要な財源を確保できると考えます。以上で反対討論を終わります。

議長（川上守）

次に、原案反対の方の発言を許します。1番、梶原明議員。

議員（梶原明）

1番、梶原です。議員必携にも記されているように、この請願は妥当性を欠いており、若桜町議会の権限に属さないことから、反対をいたします。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第4号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第15

議員提出議案第1号 現消防体制の組織維持に関する決議を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第1号 現消防体制の組織維持に関する決議。上記議案を別紙のとおり若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成31年3月22日提出。

提出者、若桜町議会議員山根政彦、賛成者若桜町議会議員川上守、同じく山本晴隆、同じく小林誠、同じく前住孝行、同じく山本安雄、同じく梶原明、同じく青木一憲、同じく中尾理明。

決議文を読みます。現消防体制の組織維持に関する決議。

鳥取県においては、現在、今後10年程度の将来を見据えた消防体制の在り方などについて、研究会を設置され検討を進められてお

り、この中で「消防司令業務の共同運用」がテーマとなっている。

鳥取県内の消防体制については、昭和50年代から40年以上にわたり、全国に先駆けて、地勢や生活圏、医療圏等に基づき県内を3地域とした広域化が図られ、定着しているところであり、指令業務についても、3指令センターで地域の実情を把握しながら円滑に運用されている。

消防に関する責任は、消防組織法第6条により市町村とされており、若桜町は県東部1市4町で鳥取県東部広域行政管理組合を組織し、共同で消防業務を行っているところである。

人口減少や過疎化、高齢化が進展する将来においても、住民の安心安全の観点から、地域に密着した現在の体制は望ましい姿である。

したがって、本議会としては、研究会の結論にかかわらず、指令センターを含めた現消防体制の組織の在り方は維持されるべきと考える。以上決議する。平成31年3月22日、鳥取県若桜町議会。以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号 現消防体制の組織維持に関する決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16

議員提出議案第2号 施設整備調査特別委員会の設置について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第2号 施設整備調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成31年3月22日提出。

提出者、若桜町議会議員山根政彦、賛成者若桜町議会議員川上守、同じく山本晴隆、同じく小林誠、同じく前住孝行、同じく山本安雄、同じく梶原明、同じく青木一憲、同じく中尾理明。

1名称、施設整備調査特別委員会。2設置の根拠、地方自治法第109条。

3調査の目的、若桜町米乾燥・精米調整施設整備に関することを調査するため。4委員の定数9名、議員全員です。5調査期間、調査終了まで。以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号について採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案の
とおり可決されました。

日程第17

議会だより調査特別委員会委員の選任につ
いて、を議題とします。

お諮りします。

議会だより調査特別委員会委員については、
委員会条例第6条第4項の規定により、前任
孝行議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり
選任することに決定しました。

日程第18

閉会中の継続調査について、を議題としま
す。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会
及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、
会議規則第75条の規定により、お手元に配
布しました申請書のとおり、閉会中の継続調
査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調
査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条
の規定により、お手元に配布しました議員派

遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成31年第1回若桜町議会定例会を閉会
いたします。ご苦労さまでした。

午後 5時27分 閉 会